

子どもを取り巻く環境の充実

——地域で支える子育て環境——

——インクルーシブ教育——

政策提言書

令和6（2024）年12月

柏崎市議会 文教厚生常任委員会

< 目次 >

1	はじめに	1
	(1) テーマ設定の理由	
	(2) 2つの具体的研究テーマについて	
2	委員会における取組	2
3	現状と課題	4
	(1) 柏崎市における状況	
	(2) 現状から見える解決すべき課題	
4	政策提言	5
	(1) 地域で支える子育て環境	
	(2) インクルーシブ教育	
5	終わりに	8
6	参考資料	9
	(1) 子どもを取り巻く環境の充実に関する調査研究について担当部署との意見交換会	
	(2) 市民との意見交換会	
	(3) 行政視察概要	
	(4) 調査研究事項の共有	

1 はじめに

我が国の人口減少問題は、どこの自治体でも深刻であり、その対策が喫緊の課題とされている。国においても、少子化対策を掲げ、各種の支援策を打ち出しているが、なかなか特効薬はなく、自治体間の競争が激化するばかりである。

柏崎市では第五次総合計画後期基本計画において、我が国を取り巻く時代背景や本市が抱える大きな課題を「人口減少・少子高齢化の同時進行への対応」と捉え、「子どもを取り巻く環境の充実」を重点戦略として、様々な対策に取り組んでいるが、効果は極めて見えにくいのが現状である。

文教厚生常任委員会は、この「子どもを取り巻く環境の充実」について調査研究に取り組み、意見交換を市当局や市民と重ね、先進地の視察を行った。更なる「子どもを取り巻く環境の充実」の実現に寄与するべく今回、提言を行うものである。

(1) テーマ設定の理由

本委員会は、令和3（2021）年6月から第五次総合計画後期基本計画の重点戦略である「子どもを取り巻く環境の充実」を調査研究のメインテーマとして掲げ、具体的な調査項目を「子どもの貧困」と「学校におけるいじめ・不登校」の二点に絞った。政策提言書の策定に向けて取り組み、令和4（2022）年12月定例会議本会議において取りまとめた提言書の報告を行った。その提言書では、今後の柏崎市が目指すべき方向、更に取り組むべき具体策の展開までを包含した政策提言を示すことができたと考えている。

しかし、日本全体の子どもを取り巻く環境は、少子化、核家族化、デジタル化、グローバル化価値観の多様化など年々大きく変化しており、更に子どもの不登校や自殺、虐待、子どもの貧困についても増加傾向である。複雑化する問題に対し、社会全体で子どもを支える取組が求められる。

柏崎市においても個々の状況に応じたきめ細やかな対応が更に必要と考え、引き続き「子どもを取り巻く環境の充実」を調査研究のメインテーマとして設定した。

(2) 2つの具体的研究テーマについて

今回の提言の取組に当たり、二点を具体的研究テーマとし、調査・研究を行うこととした。

ア 地域で支える子育て環境

子どもを取り巻く環境が多様化する中、各地域において人口や地域コミュニティの取組の違いなど、地域ごとに条件が異なる。いかにして「地域で支える子育て環境」を充実させるのか。

イ インクルーシブ教育

国際連合の「障害者権利条約」（平成18年（2006年）12月採択）で提唱されている、障がいのあるなしにかかわらず分け隔てなく人権を保障され、豊かに生きられる社会を実現するための「インクルーシブ教育」をどのように実現していくのか。

2 委員会における取組

提言に向け、文教厚生常任委員会では「担当課からの説明及び質疑」「元気館への視察及び子育て支援担当部署との意見交換」「先進的に取り組んでいる自治体への視察」「調査研究事項について一般質問等による課題の共有」などを通して調査・研究を深めた。

期 日	活 動	内 容
令和5（2023）年 6月14日	文教厚生常任委員協議会	調査研究テーマ選定について協議
6月21日	文教厚生常任委員協議会	調査研究テーマを以下のとおり決定 調査研究メインテーマ「子どもを取り巻く環境の充実」 具体的研究テーマ 1 地域で支える子育て環境 2 インクルーシブ教育
7月3日	文教厚生常任委員協議会	行政視察先について協議
8月1日	文教厚生常任委員協議会	行政視察先に提出する質問事項、議会報告会（意見交換会）のサブテーマ、調査研究テーマに関する当局への質問事項の整理について協議
8月9日	文教厚生常任委員協議会	行政視察先に提出する質問事項、調査研究テーマに関する当局への質問事項の取りまとめ
9月13日	文教厚生常任委員協議会	調査研究テーマに基づく当局との意見交換について、日程と質疑事項等を協議
10月20日	文教厚生常任委員協議会	子どもを取り巻く環境の充実に関する調査研究（当局への質疑）
10月31日	石川県白山市視察 	ファミリーサポートセンター事業、こどもの居場所みんなの食堂事業についての調査
11月1日	石川県小松市視察 	インクルーシブ教育について合理的配慮等先進的な取組事例を調査
11月2日	富山県黒部市視察	地域で支える子育て環境についての調査

		
12月12日	文教厚生常任委員協議会	市議会意見交換会「委員会報告」の取りまとめ
令和6（2024）年 2月29日	文教厚生常任委員協議会	行政視察について実施スケジュールを確認
3月1日	文教厚生常任委員協議会	行政視察先について協議
4月22日	文教厚生常任委員協議会	・行政視察の日程と視察先を決定 ・他団体との意見交換会について協議
5月17日	文教厚生常任委員協議会	議会意見交換会報告書の取りまとめ と他団体との意見交換会について協議
6月5日	文教厚生常任委員協議会	行政視察について決定している行程を確認。他団体との意見交換会について協議
8月6日	東京都世田谷区視察 	子ども・子育てにかかる環境整備を調査
8月7日	東京都豊島区視察 	インクルーシブ遊具について調査
8月7日	東京都江東区視察 	子ども家庭支援センターみずべの取組を調査
8月8日	埼玉県東松山市視察 	インクルーシブ教育について調査

8月19日	文教厚生任委員会	元気館の現地視察及び子ども未来部と子育て支援の取組についての意見交換会
8月26日	文教厚生常任委員協議会	・視察報告書の取りまとめ ・8月19日の元気館の現地視察及び子ども未来部との意見交換会所感報告書の取りまとめ
11月7日	文教厚生常任委員協議会	意見交換会報告書の取りまとめ
11月21日	文教厚生常任委員協議会	政策提言書について協議
12月3日	文教厚生常任委員協議会	政策提言書について協議
12月5日	文教厚生常任委員協議会	政策提言書について協議
12月9日	文教厚生常任委員協議会	政策提言書について協議

3 現状と課題

(1) 柏崎市における状況

ア 地域で支える子育て環境

- ・少子化により各地域において子どもの数や子育て環境は異なるため、地域で支える子育て環境の充実が必要とされる。
- ・これまで子ども・子育て政策では、保育にかなりの比重を置いてきた。子どもの生活状況調査結果報告書(令和5(2023)年3月)から、子どもがふだん放課後に過ごす場所「自分の家」が最も多く7割強を占めていることが分かる。続いて、学校(クラブ活動など)、祖父母の家となっており、個々の環境にも左右されるが、子どもを取り巻く環境をしっかりと見極め、孤立させない支援が必要である。

イ インクルーシブ教育

- ・保育現場では障がいやサポートを必要とする園児に対して、子どもの発達支援課と連携し、一人ひとりに専任又は併任となる介助員を配置している。個々の状況に応じた育ちを支援しており、日々一緒に成長することで、他人を気遣う思いやりの気持ちを育むことにつながるよう配慮する中で保育を行っている。
- ・柏崎市の小・中学校では、人権尊重の精神を基盤にした学校づくりに取り組んでいる。特別支援教育の側面からは、困り感のある子どもたちにとっても過ごしやすい環境づくり、どの子どもたちも達成感を持てる授業づくりを目標に掲げ、教育活動を進めている。

(2) 現状から見える解決すべき課題

ア 地域で支える子育て環境

- ・地域での子育て支援
- ・地域、保護者、行政間の横断的な連携

イ インクルーシブ教育

- ・インクルーシブ教育に理解、周知を図ること。
- ・どんな子どもでも差別なく受け入れられる学校、学級の風土づくり
- ・全ての子どもに対応する学習保障

4 政策提言

(1) 地域で支える子育て環境

各地域で子どもと接する機会を設け、地域内で子どもを育む環境整備に向けた対策を検討し、地域内の行事には積極的に参加を求め、健全な子育て環境の充実を望む。

子どもの生活状況調査結果報告書（令和5（2023）年3月）において、子育てがとても楽しいと感じる人、まあまあ楽しいと感じる人が9割強となっている。しかし、あまり楽しいと感じない、楽しいと感じない人がいることを注視したい。世帯の状況別では、ひとり親世帯は、ふたり親世帯に比べ、楽しいと感じる割合が若干低い。

このような環境にも配慮し、地域内の共助の精神を養い、子育て環境の支援につなげることが必要である。

自治体間の競争原理も働き、SNSでも情報が伝わるので、どの自治体の子育て環境が充実しているかが自治体を選ぶ大きなポイントとなる。

以下のとおり、子どもの居場所づくりに視点を当て、調査研究を踏まえ、提言をまとめた。

【提言1】

地域での子育て支援策の充実

〈提言の背景〉

我が国における少子化はどこの自治体でも深刻であり、柏崎市においても実態は全国と同じ背景にあることは明らかである。核家族化や共働き家庭が一般的な家庭事情と相まって、子育て環境がおろそかになることは許されるものではない。地域の子どもは地域で育むと言った観点から、遊び場の整備も含め、関わる全ての子どもや大人が子ども食堂のような「居場所」となる拠点をつくる必要がある。

子どもを見守る地域づくりを進めていくことにより、地域住民との連帯感も創出でき、共助の精神も醸成できる。地域での中心的な役割を担う人の育成も必要である。

〈具体的施策の提言〉

- ・保護者と子どもたちが交流できる地域での居場所や拠点づくりの推進
- ・地域で中心的な役割を担う、担い手の育成
- ・地域の行事への積極的な参加と交流の呼びかけ。
- ・子ども食堂の開設や実施の支援
- ・インクルーシブ遊具設置のように誰もが遊べる遊び場の整備

【提言2】

地域、保護者、行政間の横断的な連携

〈提言の背景〉

地域間で子どもを育む環境は異なるが、現在のような少子化により、居住地域を越えて

交流することが多くなっている。保護者の日常生活が多忙化する中で、休日を含め、子どもが地域を越えての交流は、対応ができる家庭とできない家庭との格差を生み、子どもへの影響が心配される。

また、地域の子どもは地域で育む体制づくりの一環として、遊び場としてコミュニティセンターを活用している地域がある。今後は、全地域で効果的な利用の促進を検討することが必要と考える。

地域間連携の中に、子ども食堂の未設置地域の解消を図るとともに行政の指導による支援を望む。また、既存の子育て事業の拡充や施設利用の充実を求めたい。

そして、子育て支援には地域が一体となつての子ども見守り体制の充実はもとより、児童クラブにおける支援員の増員も必要に応じ検討すべきである。

保育料は現在、1・2歳児は市の独自制度で無料化、3歳児から5歳児までは国の施策で保育料無償化としているが、子育て環境の充実を考慮すると、更に保育料の無料化の対象を拡大することを視野に入れる時期が来ているのではないかと考える。

〈具体的施策の提言〉

- ・子ども食堂・みんなの食堂の未設置地域の解消を図ること。
- ・子どもを見守るボランティア活動の推進を図ること。
- ・子どもの遊び場としてコミュニティセンターの利用を可能とすること。
- ・児童クラブの支援員の増員を図ること。
- ・保育料無料化対象者の拡大

(2) インクルーシブ教育

【提言1】

インクルーシブ教育の理解、周知を図ること。

〈提言の背景〉

昨今、教育上特別に支援が必要な子どもたちだけでなく、日本語教育に支障があったり、性的マイノリティー、宗教関係、貧困、ヤングケアラーなどで日常生活でさえ困難を感じている子どもたちが少なくない現状がある。このように、多様性に富んだ子どもたちが増えてきている中、今まで指導が十分に行き届かなかった児童・生徒にも適切な支援を行き届かせるような環境を整備することが必要になっている。

また、このような状況に合わせて、学校における教職員の児童・生徒への関わり方を見直すことも必要になってきていると捉えている。そのことから、学校現場で児童・生徒に接する時間が長い教職員が子どもたちの多様性に対応できるように、視野及び指導方法を広げる研修が必要であると考えます。

同時に、教職員だけでなく、広く市民の方へインクルーシブ教育とはどのようなことかを理解してもらうための広報活動に力を入れることも必要である。

また、義務教育でのインクルーシブ教育システムを進める中において、多様性に富んだ

児童・生徒へ対応していくためには、保育園や幼稚園で取り組まれている、全ての子どもを包括して保育や教育を行って様子を知ることインクルーシブ教育を理解していくためには大切なことだと思われる。

〈具体的施策の提言〉

- ・ 市民へのインクルーシブ教育の啓発活動の強化
- ・ 教職員への研修の徹底
- ・ 幼稚園、保育園、小学校間の連携の強化

【提言 2】

どんな子どもでも差別なく受け入れられる学校、学級の風土づくり

〈提言の背景〉

「教育を実践していく上で課題はございます。例えば、多様な価値観と自分との違いを受け入れられず、偏見や差別的な言動をしてしまう児童・生徒が、少数ながらいのが現状です。」令和 5（2023）年9月定例会議（第15回会議 9月 8日）教育長答弁抜粋

答弁にある状況の中において、学校現場での指導方法に関わることになってしまうが、差別やいじめが起った場合に対処的な対応をしてしまうのではなく、支援が必要とされる子どもの状況について身をもって体験するなどして、お互いを認め合う風土のある学校、学級づくりとして、人権教育を中核に据えて日頃から子どもたちの指導に当たっていただきたい。

〈具体的施策の提言〉

- ・ 特別支援学校や特別支援学級と通常の学級との積極的な交流
- ・ 異年齢集団での活動の場を広げること。
- ・ 国際交流、国際理解としての外国人との交流の場を広げること。
- ・ 学級活動における車いすやブラインド・ウォーク、難聴体験活動等の実施の促進

【提言 3】

全ての子どもに対応する学習保障

〈提言の背景〉

学校教育においては、誰一人取り残されない教育活動を行う必要がある。特に学習に関しては一定の基礎学力の習得はもちろんだが、それぞれの子ども状況に応じた学習支援が必要だと考える。教職員においては、これまでは主に特別に支援が必要な児童・生徒の学習支援を中心に授業におけるユニバーサルデザインや合理的配慮について研修を積み、

学びにくさの解消に努めてきたと捉えている。その研修の実践として授業を含んだ全教育活動への反映とともに、教職員間の情報共有もなされてきていると認識している。

これからは、これまでの取組だけでなく、特定の分野に特異の才能のある児童・生徒へ適切に対応するためにも、その子が持っている才能を更に伸ばしていけるような環境を整備することも必要なことだと考える。

また、各学校における特別支援学級介助員及び指導補助員については、教師との連携により学習の効果的な一助となるので、人員の不足がないように求める。

〈具体的施策の提言〉

- ・特定の分野に特異の才能のある児童・生徒を含む全ての子どもにとって分かりやすい授業環境の整備と適切な学習指導の実践
- ・特別支援コーディネーターと連携を図り、個に応じた合理的配慮の提供
- ・教職員へ特定の分野に特異の才能のある児童・生徒に適切に対応するための研修の実施
- ・特別支援学級介助員、指導補助員の確保

5 終わりに

文教厚生常任委員会では、担当課への質疑、説明を受け、関係機関や市民との意見交換会、先進自治体への行政視察を通して各方面から御意見をいただいた。また、調査研究テーマにおける課題を一般質問により委員間で共有し、当局の取組状況を確認しながら常任委員会として調査研究に取り組んできたことにより理解が深まった。

子どもを取り巻く環境の充実と言ってしまうのは簡単だが、人口減少と共に少子化を迎えている今日の柏崎市にとって、子育てのしやすさを強調していくことが重要である。

市民との意見交換会を通して子どもの数が少ないことや、遊び場が各地域で管理が多種多様な状況にあるなど、様々な御意見をいただいた。少子化は現在避けて通れない現実であり、どのように「地域で子どもを育むか」が継続的な課題でもある。市民とともに共有する重要な施策の一つである。

インクルーシブ教育については、障がいがある、ないにかかわらず全ての人がお互いの人権や尊厳を大切にし、支え合う社会形成が重要である。柏崎市の取組により、誰もが隔たりのない社会ができてこそ、インクルーシブ教育が確立していくことを期待する。

日本全国から選んでいただけるまちとなるような、柏崎市としての努力が今後も必要であり、継続して行かなければならない。

この政策提言に記したことは、当局を始め、市民との声を少しでも反映し、子どもを取り巻く環境の充実に資する政策ができるようにと願っている。

最後に、市民の皆様との意見交換会では、地域で抱える様々な課題について、率直な御意見をいただいたことに感謝申し上げたい。

6 参考資料

(1) 子どもを取り巻く環境の充実に関する調査研究について担当部署との意見交換会

【実施概要】

期 日：令和5年（2023年）10月20日

会 場：市役所委員会室

参加者：【福祉保健部】4名 【子ども未来部】9名 【教育委員会】7名
文教厚生常任委員7名

【主な質疑】

【子ども未来部】

■地域で支える子育て環境

□貧困対策をどのように取り組むのか

Q 1 未就学段階での外国人の子どもや、貧困が考えられる子ども及びその家族への支援の状況について。

A 1 子育て支援課長 基本的に、生活困窮者世帯への経済支援施策は当課では行っていない。窓口において経済的困窮等の相談を受けた場合は、関係課につないでいる。

外国人に限らず住民票がある方は、母子健康手帳交付時、乳幼児健診時（4か月、1歳6か月児、3歳児健診時）のアンケートで、困っていることとして経済的な項目を設け、該当の場合は必要に応じて関係課への調整を行っている。外国人への対応は、母子健康手帳交付時に会話の状況を確認し、会話能力等、必要に応じて妊娠中や出産後の退院直後に助産師と保健師の訪問し、不安軽減のためサポートを行っている。父母が外国人の場合、いずれかが会話ができる、補助者が同席するなどしており、支援内容が伝わらないということは今のところ無いと考えている。また、未就学段階に限らず、就学後も必要に応じて相談・訪問事業を行い家庭を支援している。

Q 2 外国人に対しては、良好な地域のコミュニティや助け合いが必要となってくるが、その点は担当としてどう捉えているか。

A 2 地域コミュニティ等の形成は、各地区のコミュニティセンターや学校において構築されるのが常であり、子ども未来部としてはそこまでは関わるということはない。

Q 3 外国人が増加しているが、保護者の状況はどうなっているのか。

A 3 子育て支援課課長代理（家庭支援担当） 窓口に来られる方はおおむね必要とするコミュニティが形成されている場合が多く、通訳が必要な場合は、支援者が同席している状況が多い。窓口では、支援者がいるかどうかについて必ず確認している。

子ども未来部長 生活状況調査報告書に記載しているが、日本語以外の言語を使うのは、全体の0.4%であり、これらについては個別に対応している。

Q 4 地域の役割が今後重要になっていくということであれば、庁内他部署と連携した支援も必要となってくるのではないか。なにか具体化する予定のものはある

か。

A 5 子育て支援課長 これまでに当課が計画したものない。地域イベントは、それぞれの地域が地域課題解決や地域力向上のために工夫しながら企画されている。市としては、直接的な企画や運営は難しいところだが、地域との役割分担をしながら、地域運営組織に対する国や県の制度などを紹介して活用していただくことができるような後方的支援をしていきたい。

Q 6 短期在住者への周知やサポートはどのように行っているのか。

A 6 子育て支援課課長代理（家庭支援担当） 滞在期間に関わらず、転入された方等には、子育て便利帳を用いて様々な案内を行い、保健師が面談を実施しながら不安なことがないかなどを確認している。また、すくすくネットも紹介している。

□地域での子育て支援を進めるために

Q 1 県の「つながりの場づくり支援事業」への応募状況について。

A 1 子育て支援課長 新潟県から情報提供いただき、市ホームページで事業の案内をした。また、柏崎市社会福祉協議会にも情報提供し、周知をした。直近では、令和4（2022）年度の1件の申請を受け付けた。令和5（2023）年度は、相談が1件あったが、申請には至らなかった。子育てに悩まれている親支援において重要なことは、できるだけ早期に予防的な支援を行い不安の軽減に努めることで重度化を防ぐことである。また、育児の不安や困り感は、個人差があるため相談を待つのではなく、母子健康手帳交付時を起点として保健師が全件面談し保健相談を行っている。その際、必要に応じて相談窓口や子育て支援事業、経済支援策の紹介等を行っている。その後も、発達段階に合わせて、乳幼児期、保育園、小学校、中学校、高校の関係機関からの連絡や本人からの相談に応じて、成長に合わせた、切れ目ない、タイムリーな相談体制をとり、必要な支援につなげていくことが重要と考えている。育児負担の多くが女性に偏っている現状にあることから、ふたりで子育てに向かえる環境づくりや、保育サービス及び児童クラブの社会資源も重要な施策と考えている。

Q 2 母親からの相談が大多数であろうが、育児休業が進む男性からの相談はあったのか。

A 2 子育て支援課課長代理（家庭支援担当） 男性育児参加の傾向として、母子健康手帳交付時の手続きに父親が同席するケースも多くある。窓口では、家事シェア、パパ育休などプレママ支援の意識付けを行っている。パパママセミナーの参加者も増えている。日常的に、父親からの電話相談は離乳食の相談など軽微なものも含め受けている。

Q 3 「つながりの場づくり支援事業」の担当部署はどこになるのか。

A 3 子育て支援課課長代理（育成支援担当） 新潟県から、少子化対策及び子どもの貧困対策担当課長宛てで募集に依頼を受けており、所管は子育て支援課として対応している。

- Q 4** 本事業は、新規の立ち上げ時や継続に係る経費が対象という認識しているが、新規に事業を実施しそうな事業者等は把握しているか。
- A 4** 子育て支援課課長代理（育成支援担当） 本事業は新規の立ち上げ時がメインだが、既に子ども食堂を運営している事業者も、新たにフードパントリーや学習支援といった事業展開する場合には対象となる。新規で事業を立ち上げそうなNPO 法人などは把握していない。
- Q 5** 既に子ども食堂を運営している事業者に対して、学習支援等の更なる展開をしないかなど、周知広報等の働きかけはしているか。
- A 5** 子育て支援課課長代理（育成支援担当） 既存の事業者への周知は柏崎市社会福祉協議会を通じて行っている。実際に電話等での相談も受けたこともあるが、市から事業の後押しまでは行っていない。今後検討していきたい。子ども未来部長 つながりの場づくり、子ども食堂の考え方にもあるが、（市内には）基本的に食べることに困っている方はいないと考えており、月1回など、子どもたちが集まってにぎやかに過ごすことを目的に子ども食堂を開催しているところが多いと思う。国がいう子ども食堂等の役割とは状況が違っていると考える。地域の運動会やお祭りなど、これらによってつながりを作っていくことが大事であると理解しているので、事業の目的を踏まえた中で、事業PRをしていく。
- Q 6** つながりの場づくり支援事業では、県が対象とする事業の需要と供給は満たさされているのか。また、申請に際して、定款が必要など申請のハードルが高いと思う。ハードルが下がれば申請は増えるのではないか。
- A 6** 利用される方が何を求めているのかが重要である。つながりの場をもっと作ってほしいなどの意見があれば、市も情報を把握しているはずである。手続きが面倒と考える方もいるのかもしれないが、人手の問題等もあり事業化は大変であることから、現状の申請件数になっていると考える。
- Q 7** 子育てに悩む保護者への支援策は世帯によって状況が違ってくると思うが、どのように検証しているのか。
- A 7** 母子健康手帳交付時の面談時、地区担当保健師を紹介、面談後には、アンケートの内容に応じた対応を課内で審議し、継続的な支援が必要な場合など、助産師と保健師とで訪問することもある。
- Q 8** 子育てに悩んでいる保護者が求めものはどのようなものと理解・把握しているか。また、社会資源の発掘、開発、育成に係る取組について確認したい。
- A 8** 子育て不安は常につきまとうものであり、保健師、助産師、家庭児童相談員など様々な専門職による子育ての相談が求められている。小児医による個別助言もある。地域においては、保育の子育て支援室17園があり、いつでも相談できる状況にあり利用されている。発達段階において不安な場合には療育支援の訪問など、相談体制をとっている。社会資源について、延長保育や一時保育、育児休暇制度の取組、子育て期の柔軟な勤務体制などがあるが、社会全体を通して子育てに係る情報をキャッチしている状況である。子どもの発達支援課長子どもの発達支援課で実施しているふれあいルームでは、不登校の子に特化し

た適応指導教室として運営してきた。現在進めている重層的支援体制の整備においては、ふれあいルームは参加支援事業として位置づけていくよう検討しているところである。現在、市内の子育て支援や不登校支援をしているNPO法人の方等と横の連携を図りながら事業を進めている。

サードプレイスなどを含め、それぞれがどのような活動をしているか情報共有しながら、支援の場がどこにあるのか地図を作成しようと考えている。

Q 9 相対的貧困率11.3%について、当局は、数値は相対的貧困の割合であり、食べることに困っている方、絶対的貧困はいないという考えに基づいて進めるのはいかが。絶対的貧困はゼロではない、いるのではないかという視点で考えないのか確認したい。

A 9 親の収入が少なくてもやり繰りしている方は多くいる。約11%の方が全て貧困だと決めつけずに話を進めてほしい。子どもが食べるものがなくて困っているなど、生活保護を受けている世帯も含めて様々な支援を展開している。子どもの貧困対策に関しては、親の収入を上げることが重要である。相対的貧困で困っている子をどのようにして救って行くかに着目して施策等を進めている。

■インクルーシブ教育

□インクルーシブ教育に関する現状の把握

A 1 未就学児におけるインクルーシブ教育の現状について。

Q 1 保育におけるインクルーシブ教育としての考え方は、障害や発達特性などサポート必要性の有無にかかわらず、同じ空間で保育を行うことによって、全ての子どもが個々に必要な援助を受けながら一緒に成長できるような保育を行う取組であると考えている。同じクラスの中で日々一緒に保育を受けることによって、いわゆる健常児は自分と友だちとの違いに気づくことで「サポートが必要な友達を自然に受け入れる気持ち」「思いやりを持つ気持ち」などを自然に理解し、障害や発達の面でサポートが必要な園児は、健常児との交流によって社会性を身に付けることができるといったことを目指すものである。実際、現在の保育現場では障害やサポートを必要とする園児に対しては、子どもの発達支援課と連携し、一人ひとりに専任又は併任となる介助員を配置することで、その子の状況に応じた育ちを支援しており、健常児もそのような状況を当たり前のこととして受け入れながら、日々一緒に成長することで、他人を気遣う思いやりの気持ちを育むことにつながるよう配慮する中で保育を行っている。

Q 2 同じ空間で一緒にいることが必ずしもインクルーシブ教育ではないと考えるが、保育園においての課題はどんなものがあるか。

A 2 平成24(2012)年度から専門家が園を巡回するキッズサポートを開始し、統合保育が可能となるような職員配置や環境整備について助言を行ってきた。平成24(2012)年度は19人だったものが、令和元(2019)年度は97人、令和4(2022)年度では20園で54人が対象となった。園から

は、人手不足、発達障害の園児はパーソナルスペースが必要となる場合が多く、基準では問題ないがスペース不足となっている等の課題が寄せられている。一方で、園の職員は良い方向に変わってきており、障害に対する理解度や関係機関との連携が深まるなどの傾向がみられるようになっている。園児も他の園児への援助力が高まる等の傾向がみられる。

Q 3 介助員の配置がなく、園児の受け入れができないことはあるか。

A 3 公立保育園ではそのようなことはない。子どもの発達支援課長 公立保育園の場合、事前に配置等について検討しているが、私立保育園においてどのような方法で検討しているか承知していないが、配置できないから入園を断る事例は承知していない。配置する際の補助金等を活用し、努力いただいている状況である。

【福祉保健部】

■地域で支える子育て環境

□貧困対策をどのように取り組むのか

Q 1 こども食堂やフードバンクなどについて、柏崎市内の現状及び今後の行政としての関与の方向性について。

A 1 まずこども食堂であるが、市内には地縁団体やNPO法人等が運営するこども食堂が9か所あり、月1回のペースで実施されている。立ち上げや運営は、国のつながりの場づくり支援事業補助金や柏崎市社会福祉協議会の助成金が活用されているほか、民間企業や各種団体等から食料品、資金提供を受けている。毎月1回程度又は不定期開催であり、その運営スタイルからも、子どもの孤立・孤独を防止し、居場所やつながりの場作りとしての意味合いが強いと理解している。市としては、貧困対策ではなく、つながりの場づくり支援のための活動と捉えている。現在の開催状況等や、運営団体からの費用、運営面で支援要望がないことから、費用面の支援は考えていない。柏崎市社会福祉協議会では、こども食堂運営団体の交流会の開催、企業・団体との支援マッチング等を行っている。柏崎市社会福祉協議会との情報共有を密にし、子育て支援課とともに、事業の円滑な運営に協力していきたい。続いてフードバンクであるが、任意ボランティア団体である「フードバンクかしわざき」は東本町の閻魔堂脇に倉庫兼交流拠点を構え、16人のボランティア会員が運営している。食料品の提供先は、児童福祉施設、障害者支援施設、子ども食堂、社会福祉協議会、地域包括支援センター、生活保護世帯、ひとり親世帯、一時的な生活困窮者で、毎月30件程度の食料品配布を行っているが、ボランティアの人手不足、運営資金が十分でないことが課題である。国補助金等も利用可能だが、運営資金は、募金、寄付金、クラウドファンディングで賄っている。補助金申請手続が手間になっており、補助金は利用していない。9月定例会議における池野議員の一般質問で、フードバンクかしわざきに要望の聞き取り、支援についての意見交換を行ったが、市に対しては、活動の情報発信、寄付の呼びかけやボランティ

ア募集の周知への協力に加え、公共施設での横断的なフードドライブ（食品寄付受付）の実施などの要望をいただいた。福祉課や子育て支援課、健康推進課等が行っている緊急時の利用者への食品の受渡しについても、協力継続の要望をいただいている。今後も、フードバンクかしわざきと意見交換を継続し、行政として横断的な支援協力が実施できるよう取り組んでいきたい。

- Q 2 各種団体との横断的な連携に関連して、福祉課は所管ではない青少年健全育成市民会議が主催する催しなどにも参加していると聞いた。その状況を教えて欲しい。
- A 2 トライウォークに関しては、障害者福祉の関連で参加している。障害者や特別支援学校の生徒、障害福祉サービス事業者から参加いただき、良い交流の場になっている。他にもスポーツ振興課が主催するニュースポーツ、パラスポーツの行事にも参加しており、意義ある連携だと考えている。
- Q 3 地域で支えるということとコミセンなどが主体と考えがちだが、狭い意味ではなく市全体を一つの地域として捉えていくことも重要だ。コミセン単位の地域では、制服リサイクル等の取組も見られるが、市がこういった動きに関与していくことについてどのように考えるか。
- A 3 イベント、リサイクル等の取組は行政というよりも地域で声を出していくべきではないかと考える。行政が関与することで別の問題が生じることもある。
- Q 4 居場所づくりの意味合いが強いこども食堂であるが、コロナ感染拡大でフードパントリー化している。フードバンクとこども食堂の活動はつながりがあり別々の活動として捉えて良いのか疑問に思う。市は支援を考えていないとのことだが、それで良いのか。
- A 4 運営費用面の支援は考えていないと申し上げたが、必要な支援はしたいと考えている。貧困対策と結びつけると、参加しにくさが出てくるため、あくまでも場作りの支援として考えたい。

【教育委員会】

■地域で支える子育て環境

□貧困対策をどのように取り組むのか

- Q 1 学用品のリユースの普及状況について。
- A 1 市内の小・中学校においては、3校（鯨波小・新道小・鏡が沖中）のPTAが取り組んでいる。内容としては、体操着や文房具・楽器などのリユースである。また、市内のいくつかのコミュニティセンターが学生服や体操着・文房具などのリユースに取り組んでいる事例もある。さらに、市内の保護者が中心となったボランティア団体（「ハピネスラボ」）が、一人親家庭への支援を目的に、市内全校に制服・体操着のリユースを呼びかけることを考えている。先日、その具体的な取組について、子育て支援課・福祉課・学校教育課と情報交換をしたところである。
- Q 2 3校においてボランティアによる取組が行われているとのことだが、行政とし

て主体的に取り組む考えはあるか。

- A 3 それら3校は、全て学校判断でボランティアが主体的に取り組んでいることから、行政として主体的に関与する考えはないが、必要な関連事項は庁内関係課で情報交換している。
- Q 4 3校が取り組んだ経緯であるが、民間等から話が持ち込まれたのか。また、いつから始まったのか。
- A 4 取組の経緯について詳細は聞いていないが、取組が開始されたのは5年以上前からであると認識している。
- Q 5 取組について庁内関係課等で情報交換をしたとのことであるが、そこにはこれから関わろうとしているボランティアもいたのか。
- A 5 情報交換は、ボランティア団体（保護者のOB・OG）と福祉課、子育て支援課、学校教育課で行い、これまでの取組の全市展開の可能性や、今後どのようなことをやっていきたいかという話をした。
- Q 6 短期間でしか使用しない教材等について、リユースのニーズはあるのか。
- A 7 体操着等はなければすぐに貸してやれるし、文房具については教職員が予備を持っているので問題ない。それよりも少し長い期間使用する教材等への対応については、具体的な状況は把握していない。
- Q 8 ランドセル、制服等の高価なものへのニーズはあるであろうが、教材等の細々したものへのリユースのニーズはあるものか。また、体操着等に名札が付いている場合、使用に抵抗があるのではないか。
- A 8 教材等については就学支援により対応している家庭があるが、それ以外の状況は把握していない。名札については、今後体操着から外すことを検討している学校が出てきている。

□地域での子育て支援を進めるために

- Q 1 コミュニティ・スクールモデル校の現状について。
- A 1 コミュニティ・スクールとは、学校運営協議会を設置した学校のことを言うが、この学校運営協議会とは何かと言うと、「学校と地域住民等が力を合わせ、学校の運営について、また必要な支援について協議する機関になる。したがって、コミュニティ・スクールでは、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校「地域とともにある学校づくり」を進めていくことを目指していく。柏崎市では、令和4（2022）年度より、コミュニティ・スクール導入に向けて、柏崎市立第三中学校をモデル校に指定し、令和4（2022）年度は、コミュニティ・スクール関係者によるコミュニティ・スクール制度の理解と学校運営協議会の組織づくりを中心に取り組んだ。第1回学校運営協議会では、地域を代表する委員から、体育祭や合唱祭等の学校行事以外の教育活動の様子や生徒の具体的な姿が十分に見えていないという現状があることが指摘されている。そこで、学習参観等を通じて生徒の普段の様子について理解することから、第三中学校の教育的課題を理解することに努めた。令和5（2023）年度は、学校運営協議会の委員を中心に、よりよい地域学校協働活動をめざし

た具体的な取組、学校と地域が「Win - Win」の関係となるような取組を模索している。

- Q 2** 学校運営協議会は、どの程度学校運営に対し意見を述べることができるのか。
- A 2** 学校運営協議会の具体的な役割には、主に次の3つがある。一つ目が、校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること。二つ目が、学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができる。三つめが、教職員の任用に関して、意見を述べることができる。二つ目と三つ目は任意となっている。今後は、モデル校での取組を検証し、各校の「学校評議員会」や「後援会」といった地域連携の組織との重なりを整理しながらその導入を検討していく。
- Q 3** 柏崎市は、昔から学校支援地域本部事業を採用してきた。コミュニティ・スクールが全国的にも広がりを見せた中でも、これを守ってきた経緯があるが、今後はコミュニティ・スクールの普及に方針転換するのか。
- A 3** 学校支援地域本部事業は平成20（2008）年から平成28（2016）年の間、取り組んできたが、これは学校支援の意味合いが大きかった。学校だけでなく、地域も一体となって子どもたちの教育に関わっていくことを目指したものである。一方、コミュニティ・スクールは、学校への支援だけではなく、地域の行事に参加するなどにより、地域づくりに子ども達が参画していくという狙いがある。第三中学校以外にも広めていくかについては現在不透明であるが、モデル校の状況を見極めながら今後については検討していきたい。
- Q 4** 第三中学校のモデル校は何年計画であるのか。
- A 4** 計画期間はない。
- Q 5** 第五次総合計画（後期基本計画）の第4章第1節2（2）「教育における学校・家庭・地域の連携」の取組状況について。
- A 5** 一つ目の視点として「家庭との連携」では、「柏崎市学校教育実践上の努力点」の評価項目「学校の教育活動及び家庭との連携による児童生徒の生活習慣改善の取組に関する学校の自己評価結果は、目標値86に対して、令和3（2021）年度、令和4（2022）年度ともに86であった。各校からの生活習慣改善のための指導や働きかけが目標値維持の一因になったと考えられる。具体的な取組としては、中学校区単位で取り組む生活習慣改善強調週間における「早寝早起き朝ごはん」「メディアコントロール」等、また、中学校区単位で行う学校保健委員会における「食生活の見直し」「睡眠」「メディアコントロール」等、さらには、PTA主催の学習会における「省メディア・ノーメディア」等がある。二つ目の視点として「地域との連携」では、全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙における「地域行事への参加」、「地域・社会への参画意識」の2項目の質問に対する肯定的な回答の割合は、小学校64.8%、中学校50.1%であった。県の数値との比較では、小学校がマイナス0.2%（目標値：県+1.4%）で、中学校がプラス0.4%（目標値：県+5.5）であった。県との比較では、およそ同水準と言える結果となっているが、目標値にはまだまだ及ばない状況と言える。

- Q 6 学校保健委員会というのは、各学校に設置されているのか。
- A 6 そのとおりである。
- Q 7 「令和5（2023）年度の柏崎市学校教育実践上の努力点」における「学校・家庭・地域の協働で柏崎の子どもたちを育みましょう」という理念の具体的取組について。
- A 7 全ての学校において、年度始めに家庭や地域に向けてグランドデザインを示し、学校経営方針や教育課題、目指す児童生徒の姿を伝えている。さらに、年間を通して、学校だよりや学年だより、個別面談で児童生徒の様子を伝えたり、学習参観や学校行事で児童生徒の姿をご覧いただいたりすることで、学校についての理解を深めていただけるよう努めている。また、家庭向けに年間2回の学校評価アンケートを実施し、その結果を共有しながら、家庭と連携し、学校運営・教育活動の改善に努めている。さらに、生活科や総合的な学習の時間、校外学習等の教育活動へのボランティア支援、PTA活動への参加・参画等、協働している。地域学校協働活動については、市内の中学校に11の本部を設置し、全ての小中学校で実施しており、その活動内容は、読み聞かせ等の学校における活動、登下校の見守り等の安全指導、緑化活動等の環境整備や地域行事への参加等である。令和4（2022）年度は、地域コーディネーターは延べ436日（597時間）、活動推進員は延べ1,409日（2099時間）の活動実績があった。児童生徒が地域の大人に見守られ、直接触れ合うことで、学習意欲や地域文化への関心が高まった等の成果を得ている。一方で、地域コーディネーター、活動推進員が高齢化している学校が多く、次世代への継承が課題となっている。
- Q 8 地域コーディネーター、活動推進員の人数や年齢構成はどうなっているか。
- A 9 手元に資料がないため具体的なことはお答えできない。課題としては、地域コーディネーター、活動推進員ともに成り手が不足しており、場合によっては小・中学校の活動推進員が重複することもある。

□各種団体と行政の連携を進めるために

- Q 1 青少年健全育成市民会議など社会教育団体と行政との連携について。
- A 1 青少年健全育成市民会議は年2回大きな大会を開催している。春の総会と秋の大集会で、我々も参加している。さらに、トライウォークにも協力参加しているし、市P連とも連携している。
- Q 2 庁内関係課との連携はどのようなようであるか。
- A 2 ニュースポ、パラスポのイベントは、スポーツ振興課や福祉課と連携して開催している。また、イベントではないものの、地域学校協働活動推進事業では、学校教育課及び子育て支援課と連携して事業展開している。

■インクルーシブ教育

□インクルーシブ教育に関する現状の把握

- Q 1 インクルーシブ教育、インクルーシブ教育システム、特別支援教育の違いに関

する現場での理解度について。

- A 2** インクルーシブ教育とは1994年にユネスコのサマランカ声明で提唱された概念であり、その内容としては、「子どもたちの多様性を尊重し、個々の違いや困難さに関わらず、すべての子どもたちが可能な限り共に学び合う教育を目指す」ものである。また、これは誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の共生社会の実現に向かうことを目的としている。

学校現場においては、この理念の重要性については十分に理解されているものと捉えている。次に、インクルーシブ教育システムについて、これは障害者の権利に関する条約第24条に記されており、「障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み」のことを言い、障害のある者が排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされています。インクルーシブ教育より狭い捉えということになりますが、障害のある者が排除されないこと、合理的配慮が提供されること、障害のない者と共に学ぶ仕組みづくりの大切さについては、学校現場に理解されているものと捉えている。しかしながら、インクルーシブ教育とインクルーシブ教育システムという言葉の意味とか違いとかまでは理解されていないものと思われる。最後に特別支援教育について、これは障害のある子どもの自立や社会参加に向け、一人一人の教育的ニーズを把握し、その子の持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものとなっており、各学校ともにその実現に向けて力を注いでいるところである。

- Q 3** 一般質問で質した際、教育長から「特別支援教育の延長にインクルーシブ教育があると考えている先生が多いと思うが、教育現場においてそれでは不十分である。」との答弁があった。性的マイノリティなど、それ以外の部分についても先生方の理解度はいかがか。

- A 3** 文部科学省が提唱しているインクルーシブ教育システムに関わる部分を前面に出してきたが、それがこのような状況を招いたのかもしれない。本来ならば、サマランカ声明で提唱された概念を追求すべきであったのかもしれない。

- Q 4** 現場の教職員の理解度はそういった状況だが、子ども達の受け止めはどのようなか。

- A 4** 子ども達はインクルーシブ自体わかっていない。ただし、学年が上がるに連れ、人権尊重に対する理解は深まっている。

- Q 5** 保護者に対し、インクルーシブ教育への理解促進に向けたアプローチはどのような形で行っているのか。

- A 5** 道徳の授業を公開したり、インクルーシブ教育に関して周知を要する出来事は、学級・学校だよりで伝えている。

- Q 6** 教育現場におけるユニバーサルデザイン、合理的配慮、基礎的環境整備など具体的な取組について。

- A 6** 授業のユニバーサルデザインとは、「特別な支援が必要な子を含めて、通常学級の全員の子が、楽しく学び合い『わかる・できる』ことを目指す授業デザイン」のことである。例えば、授業の流れを視覚的に示し見通しをもちやすくする、話し合い活動のルールを明確に示す、など特別な支援が必要な子どもにとっては「なくては困る」工夫・配慮であり、その他周囲の子どもにとっても「あると便利」な工夫・配慮である。合理的配慮とは、障害のある子どもが、他の子どもと平等に教育を受ける権利を享有・行使することを確保するために、個人を対象に行う必要かつ適当な変更・調整のことである。各学校では、例えば読むことに困難を示す児童生徒へ音声読み上げ機能のある教材を使用した学習ができる環境を整えたり、周囲の音声等の刺激が苦手な児童生徒にパーティションを用意したりと、個別に対応するとともに、その内容については個別の指導計画で保護者と共通理解をしている。基礎的環境整備とは、合理的配慮の基礎となる教育環境の整備のことで、例えば段差をなくすためにスロープを設置したり、教科書へのアクセシビリティを高めるために音声教材を各校に配備したりすることなどが挙げられる。
- Q 7** 基礎的環境整備と授業におけるユニバーサルデザインはニアリーイコールだと思うが、その上段に合理的配慮が乗っかっているという受け止めで良いか。
- A 7** ユニバーサルデザインは基礎的環境整備の一つとして捉えられており、合理的配慮はその上になされる個別の配慮である。
- Q 8** 合理的配慮の具体的な取組を聞かせてほしい。
- A 8** 音声読み上げ教材は基礎的環境整備の一つ。その教材を使うに当たって、それでもうまく使えない子どもがいた場合の個別の対応が合理的配慮であると認識している。

□インクルーシブ教育を促進するために

- Q 1** 本市のインクルーシブ教育に関する課題とその解決に向けた取組について。
- A 1** 本市のインクルーシブ教育に関する課題として、1点目は人権尊重の精神を基盤にした学校づくりが挙げられる。残念ながら、多様な価値観や自分との違いを受け入れられず、偏見や差別的な言動をしてしまう児童生徒が少数ながらいるのが現状である。言語的・文化的・性的マイノリティなど、多様な教育的ニーズのある児童生徒の理解を一層図るとともに、教職員自らが人権感覚を磨き児童生徒を導いていけるよう指導力を高めていく必要があると考えている。2点目は、通常学級も含めた全職員体制での特別支援教育の推進である。通常学級における特別な教育的ニーズのある児童生徒は増加傾向ですが、通常学級でできる合理的配慮や環境整備が不十分なまま特別支援学級への入級が必要であると安易に判断してしまうケースもある。また、特別支援学級在籍の児童生徒が交流学級での効果的な交流及び共同学習の進め方に悩んでいる学校もある。インクルーシブ教育の構築に向けて、通常学級の教職員も含めた全教職員で取り組む特別支援教育が不可欠である。

- Q 2 人権の尊重として、「困っている子」をいかに支援するかが大切であると考えてる
がいかがか。
- A 2 おっしゃるとおりで、その点は「令和5（2023）年度の柏崎市学校教育実践上
の努力点」にも入れている。
- Q 3 インクルーシブ教育は、各学校においてそれぞれの対応が必要となってくるの
ではないか。
- A 3 各校から人権教育や特別支援教育について年度末に達成評価というものを提出
してもらい、確認をしている。
- Q 4 インクルーシブ教育は、学校経営上必要不可欠なものであるとの教育長の考え
からすると、次年度以降の各校のグランドデザインに入ってくるべきと考える。
また、それに付随して教育資源の活用、情報アクセシビリティなど学習環境の
整備、家庭の理解促進及び協力体制の構築なども必要となってくると考えるが
いかがか。
- A 4 それらは貴重な視点であると考えてる。インクルーシブ教育の実践、促進におい
ては、やはり土台は学校教育ではなく、家庭教育にあると考える。
- Q 5 インクルーシブ教育に携わる教職員やアドバイザー、指導補助員のゆとりある
勤務体制の実現に向けた取組について」お聞かせ願いたい。
- A 5 インクルーシブ教育に携わる教職員やアドバイザー、指導補助員のゆとりある
勤務体制の実現に向けて、まずはインクルーシブ教育の理念について学校現場
で十分に共通理解を図ること、さらに多様な教育的ニーズのある児童生徒につ
いて具体的な理解を深め、課題解決に向けた方策を明確にしていくことが重要
である。その上で、インクルーシブ教育の推進に向けて全職員体制で組織的に
対応していけるよう、教育委員会としても取り組んでいきたい。
- Q 6 教員の多忙化による成り手不足は深刻である。ゆとりある勤務体制を構築する
ためには、人員配置などの見直しが急務であると考えてるが、どのように認識し
ているか。
- A 6 学校現場において、対応するケースの複雑化、多様化がさらに進んでいるが、
疲弊する教職員は増加しているのが現状である。委員がおっしゃるとおり、マ
ンパワーの増強は必要である。
- Q 7 うつ病の発症など、教員の精神疾患が増加している。その背景には問題のある
保護者への対応など、神経を擦り減らす場面も想像できる。そこにインクルー
シブ対応が加わった場合、さらに大変な状況を招く可能性もあるが、教員が精
神的に参った時に適時医療機関につないでいるのか。
- A 7 問題のある保護者は、生徒指導主事等が関係課とチームになって対応している
し、体調を崩した教職員は、適時医療機関につないでいる。

(2) 市民との意見交換会

ア 令和5（2023）年11月23日実施分

【実施概要】

テーマ：子どもを取り巻く環境の充実 ～どうする？あなたの地域の子育て～

会場：産業文化会館 3階大ホール 2階 第2・5・6会議室

参加者：市民7名、文教厚生常任委員7名

【主な意見】

- 子ども食堂への行政の積極的な関与を望む。
- 屋内外の子どもの遊びの場を増やしてほしい。
- 市の子育て情報（HP等）に、コミセンでの子育て広場や、子育てサークルなど、民間の活動に関する情報もリンクしてほしい。
- 病児保育の利用手続をもっと簡素化できないか。
- 世帯の兄弟が定員の関係から保育園が別々にならないようにしてほしい。
- 親の経済力によって塾へ行ける行けないという格差が生まれるが、このことにも経済的な支援がほしい。
- 子育てにより、限られた職種への就労しかできず、結果的に収入水準が低くなり教育費の負担が厳しい。
- 多子世帯への金銭的な支援が不足している。また、学用品のリサイクル等の取組を拡充してほしい。
- 将来奨学金の返済が心配である。

②令和6（2024）年4月22日～25日実施分

【実施概要】

テーマ：子どもを取り巻く環境の充実

「温かく見守る地域の日とその思い」

「健やかな成長を支える地域の遊び場」

会場：市内中学校区11か所のコミセン

参加者：市民41名、文教厚生常任委員7名

【主な意見】

- 地域で見守り看板の表示をしている。そのことで地域の防犯意識の高さを発信し、子どもの登下校時の犯罪を未然に防げると思い、取り組んでいる。
- 「子ども安全マップ」作りを夏休み中の児童と地域で行っている。地域の人が見守りをしては声掛けをしてくれるので、防犯意識が高まり、有り難い。
- 「110番の家」が空き家となっているケースがあるため、「110番の家」がきちんと機能するように、空き家、新規など「110番の家」の状況をチェックしている。
- 交通立哨は下校時（夕方）も必要ではないか。
- 交通立哨や見守りに参加する人への保険加入が必要ではないか。
- 新一年生にGPS付き防犯ブザーの配布を考えてもらえないか。
- 冬場の通学路の歩道除雪がない区間があり、近所の人ボランティアで行っている。
- 新潟県が管理する土地の草刈りがされておらず、通学路の歩道の1/3を占めており、

危険な箇所と認識している。

- 児童クラブを小学校内に設置して欲しい。
- 地元の公園や夢の森公園の充実（遊具）を望む。
- 統合で空いた校舎に老人施設と子どもの遊び場を併設すれば、世代間交流ができる。
冬場の近場の遊び場にもなる。
- グラウンドなど学校施設を遊び場として開放して欲しい。
- 遊具が老朽化しているが、入れ替えをしたくても市の補助率が少ない。
- 町内の遊び場の管理責任は市と町内会のどちらにあるのかを明確にしてほしい。
- 遊び場の遊具のメンテナンスに掛かる費用と管理責任を、市と町内会のどちらが負担するのかによって、設置の有無が左右される。
- 冬の遊び場については、コミセンを活用する案もあるのではないか。
- 児童クラブの指導員が、多様化する児童の対応に苦慮していると聞く。
- 閉園に伴い、保育園の通園にバスを出してもらっているが、3歳以下は対象外となっており交通手段の確保が課題である。
- 高柳小学校と鯖石小学校が統合したが、高柳との歴史・文化などを学び、交流を深めることを続けて欲しい。

イ 令和6（2024）年10月15日実施分

【実施概要】

テーマ：子どもを取り巻く環境の充実

会場：産業文化会館 3階大ホール 2階 第2・5・6会議室

参加者：市民8名、文教厚生常任委員7名

【主な意見】

- 公園遊具が何を基準に設置されているか分からない。
- 旧校舎の利活用として、子どもの教育や地域活動に建物を活用していただきたい。
- 引きこもる子どもが多い。先生の理解や地域イベントへの積極的な参加を促す。
- 放課後にコミセンを開放しているところがある。
- 毎月一回1人100円で子ども食堂を開設している。
- インクルーシブ教育の環境づくりのために教員や補助員の充実が必要ではないか。
- 子どもに対する事件・事故防止のため、登下校時の安全・安心対策を望む（例として防犯ブザー、防犯ガイドブックを全員に配布など）
- 児童クラブで放課後の学校開放などが必要。
- 不登校の子どもに関する柏崎市の現状と要因を知りたい。
- 不登校の子どもたちと精神科などの医療機関との連携による成果はあったのか。
- 市として婚活事業に力を入れてほしい。
- 市内で通信制の高校があったほうが良い。

(3) 行政視察概要

ア 令和5（2023）年10月31日～11月2日実施分

【視察地】10月31日 石川県白山市

【調査概要】

●「ファミリーサポートセンター事業」について

核家族が進む中、安心して子育てを行うために地域全体の協力が必要であり、子育ての手助けをしたい方と手助けをして欲しい方の双方が会員となる相互援助のためのしくみをつくり、お互いに助けられたりしながら、子育て支援するための会員間の橋渡しを行う事業である。

◆援助活動の内容

- 1 保育園、幼稚園までの送迎及び保育等終了後の子どもの預かり
- 2 学校の放課後及び放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり
- 3 冠婚葬祭、買物等、急な用事の際の子どもの預かり
- 4 習い事への子どもの送迎

※ 預かる場所は原則として協力会員の自宅とし、集団保育は行わない。ただし、協力会員の承諾があれば、兄弟姉妹に限り一緒に預かることができる。

※ 宿泊を伴う援助は行わない。

◆援助活動の時間

午前 7 時から午後 8 時まで。

※ 年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 1 日）は除く。

※ 乳幼児の長時間（6 時間以上）の預かりは行わない。

◆会員の条件

- ・依頼会員（子育ての手助けが欲しい方）。市内在住で生後 2 か月～12 歳（小学生）の子どもがいる方
- ・協力会員（子育てのお手伝いをしてくださる方）。市内在住で子どもの送迎や自宅での預かりができる方（資格は問わない）。
- ・依頼会員と協力会員の両方を兼ねることもできる。
- ・協力会員は、育児援助活動に関する知識を学ぶための講習を受ける。

●「白山市こどもの居場所みんなの食堂事業補助金」について

白山市では、子どもの貧困対策の一つとして、子どもの孤食を減らすとともに、身近な地域において子どもが安心できる居場所づくりにつながる「こども食堂」を開設している。

- ・平成 28（2016）年度に社会福祉協議会に委託し、こども食堂を開設。
- ・平成 30（2018）年度に補助金制度に変更、こども食堂ネットワーク立上げ。
- ・令和 2（2020）年度に世代間交流の補助金加算を追加。
- ・令和 4（2022）年度に名称「こども食堂」から「みんなの食堂」に変更。

◆補助団体の資格

- ・白山市内に主たる事業所を有する法人その他の団体であること。
- ・「みんなの食堂」の事業運営を適切に行うことができる団体であること。

◆事業の主な実施要件

- ・市内において、主に市内の子どもを対象に食堂を開設すること。
- ・子どもに無料又は低料金で食事を提供できること。
- ・食事の提供が 1 回当たり 10 食以上であること。
- ・参加者及びスタッフの傷害保険に加入し、安全確保に努めること。
- ・料理開始前には必ず衛生管理チェックを行うこと。
- ・食品アレルギーについて注意を払うこと。

【視察地】 11月1日 石川県小松市

【調査概要】

●小松市インクルーシブ教育システム構築モデル事業

小松市では平成 25 (2013) 年から文部科学省委託事業として、インクルーシブ教育システム構築モデル事業～交流及び共同学習～を実施している。インクルーシブ教育システムとは、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、それぞれ個人に必要な『合理的配慮』が提供されることなどが必要とされている。このため特別支援学級、障害種別教室、通級指導教室などを通じ、様々なケースに対応できる取組を行っている。

●交流及び共同学習『合理的配慮』事例集

インクルーシブ教育システム構築に必要な『合理的配慮』について、交流授業や共同学習における事例をまとめた、交流及び共同学習『合理的配慮』事例集を発行している。事例はもとより、交流・共同学習のねらいやチェックシート、通常学級と特別支援学級の担当者による打合せ及び実践記録、児童生徒の記録などが含まれており有効に活用されている。

【視察地】 11月2日 富山県黒部市

【調査概要】

●赤ちゃんの駅設置事業について

- ・平成 27 (2015) 年 11 月 1 日より開始。安心して子育てができる地域環境の整備を図ることを目的に、乳幼児を抱える保護者などが外出時に気軽に授乳やおむつ替え等ができる場所を備えた施設、店舗等を登録し、広く公表している。登録施設へ「赤ちゃんの駅」ステッカーを交付し、出入口などに掲示し周知する。
- ・予算額は、設備整備経費として 1 施設につき 1 回 10 万円を限度に補助を行う。民間施設 3 カ所がおむつ替え台設置等の整備のために約 10 万円ずつ利用したが、他は元々授乳室などを設置済みの所もあり、平成 29 (2017) 年度以降補助金交付の実績はなく、令和 3 (2021) 年度末で廃止した。今後はステッカー印刷代などの事務的経費を必要に応じ予算計上していく。
- ・登録施設は公共施設 (保健センターなど) 21 施設、民間施設 (道の駅など) 13 施設、計 34 施設。
- ・周知方法は、市のホームページ、子育て支援アプリ、妊娠届出時・新生児訪問・4ヶ

月児健診時に案内チラシを配付。

- ・登録施設相互間及び行政との情報交換の機会はない。市からの働きかけとしては、新規の施設には個々に働きかけや聞き取りを行っている。
- ・市民の利用状況について数回利用者アンケート調査を実施。(乳幼児健診、子育て支援センター利用者 200 名回答) 利用場所の 6 割は道の駅。このほか、市民病院、子育て支援施設、民間のショッピングセンター等、子どもと一緒に利用する施設が多く、目的は、おむつ替えが多かった。利用経験がない理由の半数は「知らなかった」との回答であったが、そのうち 8 割が「機会があれば利用したい」と回答。今後、周知を進め、子育て世代が立ち寄りやすい場所への登録を促進する。民間事業者へ登録をアプローチすると、スーパーなどは設置済みの施設の利用促進と、顧客獲得について歓迎する声が聞かれている。また県の子育て応援団事業の子育て世代の利用購入代金の割引と共に気軽に認識してもらいたいと思っている。
- ・施設登録要件は実施要綱にまとめ、パーティションでプライバシーを守ることなど、安心して利用できるよう決めている。
- ・市がコロナ禍の令和 2 (2020) 年に感染対策調査をしたところ、各施設ごと基準の範囲内で行っていた。

●パパママサポートセンター「たんぼぼ」について

- ・平成 17 (2005) 年から NPO 法人コミュニティサポートセンターくろべに委託している。(以下説明は、ほぼ法人職員より)
- ・アドバイザー 3 人、提供会員 91 人、依頼会員 208 人、両方会員 17 人、合計 316 人。(令和 4 (2022) 年度)
- ・託児年齢・利用者数：0～12 歳 合計 117 人最も多いのは 1 歳児 65 人
- ・利用目的：買い物等外出時の子どもの預かり、病院受診等様々で相談のみの件数も 123 件ある。
- ・幅広い利用に向けた促進策は、お楽しみイベントを通じ、登録するしないは関係なく利用者以外の人にもインターネットを使ってアプローチしている。自然と会員になる人もいる。元々の利用者が協力者になることもある。相談を通じて信頼関係を作っている。また、行政の子ども関係部署とのつながり、子ども関係ではない部署とのつながりも持つように心掛けている。
- ・トラブルについて怪我や看病に至ったケースはない。利用者側の急なトラブル(他の兄弟の受診対応により、利用対象児を面倒みる)への対応や、利用者が予約を忘れる(1 時間分キャンセル料支払い)などがある。
- ・協力会員への教育は、年に 1 回、普通救命講習を受講してもらい、AED 操作も学ぶ。利用者の特性で特別な対応が必要な人は利用前に面談をする。行政も法人からの相談を受け、例年、養成セミナー講師を派遣したり、研修会の声かけをし、保育の質を高めたり小児医療と一緒に学ぶなど、協力している。
- ・雇用と勤務体系は、アドバイザーが交代で電話対応し、相談は 24 時間対応している。イベント時も給与を支払い、不足部分は公益収入より支払う。経営面で大変だが、事業

を通して地域に根ざした活動ができることを法人の目標としている。協力会員は高齢化、移転などで人員の変更はあるが、黒部市は大手企業社員で県外から移住し、頼れる人がいない保護者がいて、保育園では対応できない病気などの緊急時に対応したり、不安を解くのが法人の役割だと思っている。

- ・市からの委託料は、令和 5 (2023) 年度から 50 万円増。体制強化のための人件費に充てる。

- ・建物は空き店舗を利用し、商工会の空き店舗対策事業、共同募金会の協力もある。今後も行政・NPO・企業と一緒に取りくんでいく。

イ 令和 6 (2024) 年 8 月 6 日～令和 6 年 8 月 8 日実施分

【視察地】 8 月 6 日 東京都世田谷区

【調査概要】

●世田谷区子ども計画（第 2 期）後期計画について

世田谷区では、子ども・若者にかかる個別計画として、平成 27 年度から令和 6 年度までの 10 年間を計画期間とする「子ども計画（第 2 期）」を策定している。また、子ども計画の策定以降、子どもの貧困の社会問題化、児童福祉法の改正により特別区が児童相談所を設置できるようになるなど、区の子ども・子育て家庭を取り巻く社会環境も大きな変容を遂げている。こうした状況の変化に的確に対応し、区の子ども・子育てにかかる施策を総合的に推進する必要があることから、令和 2 年度から令和 6 年度を計画期間とする「子ども計画（第 2 期）後期計画」を策定。

●世田谷区子ども・子育て支援事業計画調整計画～今後の子ども政策の考え方（グランドビジョン）～について

世田谷区では、子ども施策の基本的な考え方として、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間を計画期間とする「子ども計画（第 2 期）後期計画」を策定している。この計画に内包するかたちで、子ども・子育て支援法に基づいて基礎自治体が定める法定計画である「子ども・子育て支援事業計画」を策定している。

この「子ども・子育て支援事業計画 調整計画」では、幼稚園や保育園等の就学前の子どもが利用する「教育・保育事業」、ひろば事業（地域子育て支援事業）や一時預かり事業等の「地域子ども・子育て支援事業」の需要量見込みと、供給体制の確保の内容及び実施時期を定めている。

調整計画は、単に事業の需要量の見込みと供給体制の確保の内容等を定めるだけではない。子どもや子育て家庭を取り巻く環境の急激な変化やコロナ禍の影響により新たに生じている課題に迅速に対応し、現在の「子ども計画（第 2 期）後期計画」の取組を一層加速させる必要があるため、「世田谷区未来つながるプラン」と連動し、次期子ども計画への展望も見据えて、「今後の子ども政策の考え方（グランドビジョン）」を併せて定めている。

【視察地】 8 月 7 日 東京都豊島区

【調査概要】

●としまキッズパーク

2020年9月開設。面積約1,000平方メートル、小学校低学年までの子どもや障がいのある子どもたち向けの施設。混雑を防止するために予約制。利用時間1時間。保護者を含めて最大100名程度の同時利用可能。費用は無料。

【設置経緯】

豊島区では園庭のない保育園が80%で遊び場の確保が必要であった。以前、造幣局の土地だった空き地を活用して公園を整備する計画で始まった。土地は無償で借りていて、隣には保健所もある。2019年8月、障がい者団体と区議会議員から誰でも遊べるインクルーシブ遊具設置の要望書が提出された。都内で2番目のインクルーシブ遊具設置公園である。

【年間利用者】

令和5年は約11万5千人。豊島区民32%、区外65%、団体（保育園など）3%
令和5年3月から5月まで利用者アンケートを実施した。そのうち90%が満足という回答であった。一方で、障害児の親からは、期待したほどではない、物足りないという声があり、そのような声には、ほかの公園で整備していこうという考えである。
遊具更新の際にインクルーシブ遊具を設置している。現在17か所の公園でインクルーシブ遊具を設置している。

【設置費用】

リース契約で設置から運営まで総事業費5億2,400万円（工事費2億6,000万円、設計費2,300万円、解体費4,300万円、1年間の運営費4,700万円）

【視察地】8月7日 東京都江東区

【調査概要】

●子ども家庭支援センターみずべの取組

1. 江東区について(R6.1.1 現在)人口539,108人、乳幼児(0~5歳)人口25,197人、面積42.99平方キロメートル。区内は下町や臨海開発エリアなど特色の異なる3つの地域からなる。

2. 子ども家庭支援センター（区内に8か所）

対象：主に妊娠期から乳幼児期の子どもを持つ家庭

目的：様々な子育て支援サービスを提供することで、「保護者の育児負担の軽減」や「孤立感の解消」を図る「児童虐待の予防」を目的とする。子育て支援の中心的機能である。

運営：指定管理者

種別：子ども・子育て支援法第59条に定める13事業のうち、「利用者支援事業」、「地域子育て支援拠点事業」、「一時預かり事業」の実施施設という位置付け。特に一時預かり事業の希望倍率が高い。8か所のうち、南砂子ども家庭支援センターは「虐待対応事業」を実施し、区養育支援課と合わせて子ども家庭総合支援拠点に位置付けている。

柱となる3事業の状況

①子育て相談

・電話相談、面接相談、グループ相談、心理士等による専門相談等があり、令和5年度は通常相談8,647件、専門相談597件の実績だった。

・地域における見守り支援事業

地域の子ども家庭支援センターが支援の必要な家庭への訪問等により、地域での見守り支援機能を強化する。また、区と南砂子ども家庭支援センターが虐待対応の統括機能を担い、各地域のセンターへの支援機能を持ち、虐待予防・対応機能の強化に取り組んでいる。

②子育てひろば

乳幼児親子等が自由に遊べるひろばの開放、ひろばの出張提供、子育てに関する講座、行事等の開催、情報提供等。令和5年度利用者数 子ども 115,917人(0~2歳が9割)、大人 112,038人。

③リフレッシュひととき保育

保護者の育児負担軽減を目的とし、用事の理由を問わず、生後6か月~就学前の幼稚園・保育園等に入所していない児童(区民限定)を対象として一時的に子どもを預かる。定員8~16名。利用時間は月~金曜 9-12時・13-17時の内1日3時間以内。利用料500円/時間。区運営の専用予約システムを利用し予約。ボランティア(こども家庭支援士)を活用し、運営している。令和5年度利用延べ人数 17,465人

【利用情報】

開所時間は9~18時までで各事業により設定。初回利用時に各センターで利用者登録手続きが必要。

【職員配置】

センター長、利用者支援ワーカー、子ども家庭支援ワーカー、地域活動ワーカー、保育支援ワーカー、訪問支援ワーカー、専門相談員。任用要件として社会福祉士、保健師、特定の研修受講者等。

【地域ボランティア・地域団体の養成・活動促進】

子育てひろば：約100人ひととき保育ボランティア(こども家庭支援士)：約180人

【関係機関との連携・調整】

運営協議会(年1回)、保育園やきっぷクラブと協働プログラム実施、保険相談所主催の母子保健連絡会への参加

3. 今後の展望と課題

- ・利用者層の変化、コロナ禍後の利用の伸び悩み(地域差あり)。
- ・一時保育へのニーズに対し、スペースの都合上対応が困難。
- ・虐待予防に対し見守り支援ワーカーの拡充をしていく。

4. 有明子ども家庭支援センターみずべについて

令和2年度、商業施設「有明ガーデン」内に開設。区内で6か所目。他のセンターと違い、年末年始以外は開所し、ひろば利用や相談に対応している。リフレッシュひととき保育の定員は8名。木材をふんだんに使いデザイン性に富んだつくり。遊び場としての安全面に配慮しているほか、授乳室や調乳器の設置、相談者専用の玄関、施設内外の監

視カメラが設置されている。

【視察地】 8月8日 埼玉県東松山市

【調査概要】

●インクルーシブ教育について

東松山市は「人権を尊重した教育・幼児教育・特別支援教育の推進」を重点施策としている。

【施策の方向性】

- 豊かな人格感覚を育成するとともに、様々な人権課題に対応した教育を充実します。
- 関係機関と連携しながら、児童虐待の早期発見・早期対応に取り組みます。
- 家庭や地域と連携した幼児教育を推進するとともに、子供の発達や学びの連続性を視野に入れた幼児教育を充実するため、幼稚園・保育園と小学校との円滑な接続を推進します。
- 幼稚園・保育園・小学校の交流を図り、小1プロブレムの解消を推進します。
- 「東松山市教育委員会における障害を理由とした差別の解消の促進に関する対応要領」の趣旨を踏まえ、特別支援教育の充実に取り組みます。

【重点取組】

- 豊かな人権感覚の育成
 - ・全ての児童生徒が豊かな人権感覚を身に付けることができるよう、学校の教育活動全体を通じて人権尊重の理念を徹底し、人権教育を進めます。
 - ・児童生徒や保護者の豊かな心や人権感覚を育むため、参加体験型学習を取り入れた「人権感覚育成プログラム」の活用を推進します。
- 幼児教育振興懇談会を中心とした幼・保・小連携の推進
 - ・幼児教育振興懇談会を中心に、研修会や幼・保・小三者連絡会の開催を通して幼稚園・保育園・小学校・その他関係者の連携と交流を進め、幼児教育の一層の振興に取り組みます。

施策の方向性にある「東松山市教育委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」は平成28年3月30日に教育委員会訓令として発出されており、不当な差別的取扱いの禁止・合理的配慮の提供・監督者の責務・懲戒処分等・相談体制の整備・研修及び啓発などが定められている。加えてこれらに関わる留意事項も細かく別記されている。

就学相談調整会議について

「東松山市就学相談に関する規則」を平成19年6月28日に規定しており、目的は就学予定者、児童及び生徒の就学先等の選択にあたり、保護者等への適切な就学の相談及び支援を行い、共に育ち、共に学ぶ教育の推進を図るためである。この規則にあるとおり教育委員会教育長が任命する専門医・臨床心理士・知識及び経験を有する者・学校教育関係者・保護者・市職員で構成される「東松山市就学相談調整会議」が発足した。

就学相談調整会議の役割

[未就学児]

- 1 教育的ニーズのある子どもの就学について、その障害の種類、程度等を踏まえ、教育学、医学、心理学等の観点から調査・審議し、学校・保護者に情報提供または、助言を行う。
- 個別テスト実施の審議、医療機関等関係諸機関への受診の情報提供、学校見学、体験入学等の助言
- 2 教育的ニーズのある子どもの実態把握と、就学相談体制の推進を行う。
- 実態把握のための調査の実施内容・方法等の検討
- 実態把握に基づいて、幼稚園・保育園等への保育参観

[在学児童生徒]

- 1 小・中学校や特別支援学校に就学した、教育的ニーズのある子どもに対するフォローアップを行うと共に、障害の状態の変化に伴う転学や、通級による指導や特別支援学級での教育の必要性について調査・審議し、学校・保護者に情報提供または、助言を行う。
 - 教育的ニーズのある子どもが就学した在籍校からの報告を基に、指導方法の検討と助言
 - 通常の学級から特別支援学級または、特別支援学級から通常の学級への措置変えに対する実態把握と助言
 - 2 特別支援学級や通級指導教室の教育的支援内容等について助言を行う。
 - 教育的ニーズのある子どもが就学した学校・学級への授業参観
 - * 通常の学級に在籍しており、介助員の支援を受けている子ども
 - * 特別支援学級に在籍しており、介助員または看護師の支援を受けている子ども
 - 授業参観後の指導・補助
 - 3 支援籍実施に向けて、教育支援プラン（個別の指導計画）をもとに審議し、助言を行う。
 - 特別支援学級支援籍・特別支援学校支援籍・通常学級支援籍の活用と助言
- これらの役割を果たすため年度毎に活動方針を決めて取り組んでいる。

(4) 調査研究事項の共有

文教厚生常任委員が一般質問で取り上げた調査研究テーマに関する項目、問題意識、柏崎市の現状、それぞれの事項に関わる情報、今後の市の方向性等を共有した。

ア 令和5（2023）年9月定例会議（一般質問）

【重野 正毅議員】

- 1 インクルーシブなまちづくり
 - (1) インクルーシブなまちづくり推進に向けて
 - (2) 学校におけるインクルーシブ教育

- ア インクルーシブ教育の受け止め
- イ メリットとデメリット
- (3)インクルーシブ教育の推進の考え
- (4)柏崎市の学校教育現場でのインクルーシブ教育の現状

イ 令和5（2023）年12月定例会議（一般質問）

【上森 茜議員】

1 子どもを取り巻く環境の更なる充実に向けて

(1)多子世帯への考え方

(2)保育環境の更なる充実へ

ア 認可外保育所も市独自の1、2歳児保育料無料化の対象に

イ 保育士確保

ウ 多様化する働き方にマッチする保育園の可能性

(3)育てる環境の充実へ

ア おむつ替えや授乳室の分かりやすい表示を

イ 男性と女性が共に子育てをしやすくするまちへ

ウ 令和6（2024）年6月定例会議（一般質問）

【上森 茜議員】

2 誰もが遊びやすい場所の環境整備

柏崎市議会 文教厚生常任委員会

委員長 春川 敏浩

副委員長 五位野和夫

委員 星野 幸彦 三嶋 崇史 西川 弘美

重野 正毅 上森 茜